資料３

地方からの提案個票

重点事項		ページ
36	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	1

令和7年　地方分権改革に関する提案募集　提案事項

厚生労働省　最終的な調整結果

管理番号	241

重点募集テーマ	×

提案区分	B　地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項（事項名）

社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し

提案団体

ひたちなか市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会保険（以下、「社保」という。）における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。

具体的な支障事例

【健康保険制度】
同じ月内に国民健康保険（以下、「国保」という。）や社保等とで資格の切り替えがあった場合、加入者がその月の健康保険料を二重払いすることがないよう、月末に加入していた保険の保険者に対して、保険料を支払う仕組みとなっている。
【社保の例外】
社保は、同月得喪となった場合、月末に加入していなくても、健康保険料が発生する。（健康保険法第 156 条）
【支障事例】
地域住民が、同じ月内に社保への加入・脱退を3回繰り返し、月末には国保に加入した場合、その月は社保が3か月分、国保が1か月分、あわせて4か月分の健康保険料が発生することになる。
【厚生年金保険料の救済制度】
厚生年金保険料についても、以前は健康保険料と同様に、同月得喪の場合はその月の保険料を徴収されていた。
しかし、平成 27 年 10 月の被用者年金一元化法の施行にともない、厚生年金保険料の二重払いを救済するため、厚生年金保険の適用事務が改正され、原則どおりに徴収された後、年金事務所から事業主に還付されることになっている。
【制度改正の必要性】
二重払いの問題がありながら、厚生年金保険料のみ救済制度が作られ、健康保険料は放置されてきている。
地域住民は、同月得喪により、1月のうちに2か月分、3か月分、もしくはそれ以上の健康保険料を負担しなければならない。健康保険料を労使折半により負担している事業主にとっても、同様である。
また、国保の窓口業務において、加入者に健康保険料の二重払いを理解してもらうことは、非常に困難である。
【支障の解決策】
そこで、健康保険法を改正することにより、社会保険料の月割算定における同月得喪の仕組みを見直し、健康保険料の二重払いを解消できると考える。
【自治体の事務における支障】
既に該当月分の健康保険料を支払っていると主張し、被保険者が国保税を納めない場合、国保税の滞納整理事務が生じている。社会保険の健康保険料は給与から天引きされるが、国保税は納付書などにより自ら納める

普通徴収である（年金天引きを除く）ため、納付意思のない被保険者から徴収することは非常に難しいものとなっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当市の国保窓口において、6月1日から社保に加入、6月6日に脱退（5日退職）した者の国保の加入手続きを行った。このまま6月末まで国保に加入していた場合、国保の6月分の保険料がかかると説明したところ、「退職した会社からも、6月分の社会保険料がかかると説明された。5日分の給与からは1月分の社会保険料が引き切れないため、給与が手元に残らないうえ、残りの社会保険料を別途請求されている。さらに国保の保険料を支払うのは納得できない。制度の見直しを求める。」と要望を受けた。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・地域住民が1月分の健康保険料を二重、三重に支払うという不合理が解消され、加入者の経済的な負担が軽減される。
・同月得喪の保険料が発生しなくなれば、月末に加入していた保険に対して保険料を支払うという原則に例外がなくなるため、窓口業務において加入者の理解を得られやすい。
・法改正を行うことによって、厚生年金保険料の二重払いも発生することがなくなるため、年金事務所が実施している事業主への還付事務の削減にもつながる。また、事業主が還付された社会保険料を元従業員に返還する必要もなくなる。
・二重払いへの反発を理由に国保税を納めないというケースが発生しなくなり、滞納整理事務の軽減につながる。

根拠法令等

健康保険法第 156 条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市

〇国保においては、同様に、加入者に健康保険料（税）の二重払いを理解してもらうことが非常に困難であるため、二重払いの解消を要望する。
〇当市でも、本提案内容に関する被保険者からの苦情は発生しており、社会保険側に説明を聞くよう説明しているが、そのことにより、本来納税義務のある国保税の支払いを拒否するケースもあり、納得を得ることが難しい状況も発生している。本提案については、住民から制度の見直しを求める声も多く、国保税の公平な負担の確保に寄与するため。
〇提案団体と同様、窓口においてトラブルになるケースが発生しており、制度の例外的な措置となることから、被保険者の理解が得られにくい。月末に国民健康保険に所属している場合、先に社会保険料が徴収され、国民健康保険料（税）の請求が後日となるため、国民健康保険側でのトラブルとなってしまう。保険料（税）の歳入減だけでなく、国保担当、徴収担当の負担は多大となっている。

各府省からの第１次回答

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）では第 156 条第1項において「被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とされており、例外として第3項では、「前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。」とされていることから、被保険者が資格を取得した月と同じ月内に資格を喪失した場合（以下、「同月得喪」という。）は、資格を喪失する前に加入していた保険者及び新たに加入した別の医療保険者の双方から保険料が賦課されます。
健康保険は、（厚生年金と異なり、）多数の保険者が各々で運用しており、被保険者が同月得喪となる場合、すなわち、同月内に複数の医療保険者の資格を有した場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。

ご提案のように、同月得喪の場合にその月分の保険料を算定しないこととすると、保険料を徴収していない者に対して、保険給付を行う可能性（加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性）が生じます。
さらに、公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることからも、適切ではないと考えています。

各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の実現により、「同月得喪となった被保険者が、加入期間中に医療機関を受診した場合、保険者は保険料を徴収できないにもかかわらず、保険給付を行うこととなる」という可能性が生じることに対する関係府省の懸念については、国民健康保険および後期高齢者医療制度において、実際にその状況で運用しており、それにより問題が生じているとは考えていない。公的医療保険では、その保険料（税）を月割で徴収しているが、ある月に医療給付を行いながらも、月末前に資格を喪失した場合は，その月の保険料（税）は徴収することができない。同月得喪もそれと何ら変わらないからである。
また、「健康保険は、多数の保険者が各々で運用」しており、「それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収している」とあるが、同月得喪により、同月内に全く同一の健康保険に2回加入した場合でも、その同一の健康保険に対して2か月分の保険料を支払わなければならない。これは明らかに過剰な徴収であると言える。
結論として、現行制度は被保険者にとっては「保険料の二重払い」と感じるものであり、制度への反発から普通徴収である国民健康保険料の納付を拒否する事例が発生しているのは、支障事例として示したとおりである。また、同月得喪を廃止したとしても、保険者にとって「給付と負担のバランス」を崩すほどの影響は生じないため、国民健康保険の保険者である当市の立場としては、健全な制度運営及び住民の過重負担防止のためにも、早期の改正を求める。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【羽曳野市】
回答のとおり、健康保険は多数の保険者が各々で運用し、同月内に複数の医療保険の資格を有するとそれぞれ保険給付リスクが発生することは承知しているが、前月から継続して被保険者であった者が資格喪失した場合その月分は算定しないのであれば、その月を見ると保険給付を行うリスクが発生することに変わりはありません。
また、国民健康保険の場合も各々の保険者が運用しているが、国民健康保険の場合は資格を取得した月に他保険を取得した場合、保険料を徴収できない仕組みであり整合性が取れていない。
回答に記載の「公的医療保険においては、給付と負担のバランスを勘案して各保険者の単位で保険料率を決定していることから、保険料を徴収していない者に対して保険給付をすることは、結果的に他の被保険者が負担する保険料の引上げに繋がることからも、適切ではない」について、将来的に公的医療保険の一元化という話もある中で、民間の保険ではなく公的医療保険という性質から職業を同月に複数変わることをもって被保険者自身に負担を強いることは適切ではないため公的医療保険という視点から検討すべきと考えます。
【大野城市】
国民健康保険では同月得喪の際に、保険税（料）は賦課されず、回答にある「保険料を徴収していない者に対して保険給付を行う」状況が生じている。
さらに、「加入している保険者に全く保険料を払わず保険給付の権利を獲得していない状況でありながら、当該保険者から保険給付を受ける可能性」ともあるが、同様に国民健康保険ではこういった状況が発生している。
国民健康保険と社会保険におけるこの取扱いの不公平をどのように解消し、双方の被保険者にご理解いただくのかお示しいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

前月に健康保険の資格を有していた場合には、退職する月の保険料は負担無しで保険給付を受けることが可

能であり、現行制度で既に、「給付のリスクがあるのに負担は免除される」状況は生じている。
仮に被保険者の同月内の転職先が同一の保険者の場合であっても、二重に保険料が徴収される制度となっている。
また、現行制度は国民と事業主に過重に負担をさせる制度となっており、自治体にとっては苦情対応や滞納整理事務が発生している。
厚生年金においては、平成 27 年 10 月の被用者年金一元化により、同月得喪時に国民に過重に厚生年金保険料を負担させないよう制度を見直している。
同じ公的負担である健康保険においても、同月得喪時に過重に健康保険料を徴収している現行制度を見直すべきではないか。
日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することなど、支障解決に資する方策を第2次ヒアリングで示すべきではないか。
なお、日割り計算や厚生年金と同様の仕組みを導入することで、どのような実務面やコスト面（システム改修が必要であれば、その内容・時期等）の問題が想定されるかを示されたい。

各府省からの第２次回答

被用者保険においては、被保険者が同月得喪となる場合、それぞれの保険者に保険給付のリスクが発生するため、それぞれの保険者において保険料を徴収しているところです。
該当者から保険料を徴収しないこととした場合、当該組合の保険収支に影響が生じ、小規模な健保組合等では保険料率に影響が生じるおそれがあり、実態を踏まえた検証が必要であると考えております。
加えて、事務処理方法の変更やシステム改修にかかるコストが増大するおそれもあり、これらの保険者・事業主等への影響、システム改修の規模、保険者の意向、同月得喪の対象となる方の実態等を調査し、保険者・事業主等の実務への影響等を勘案しつつ検討して参ります。

令和７年の地方からの提案等に関する対応方針（令和７年 12 月 23 日閣議決定）記載内容

4【厚生労働省】
（2）健康保険法（大 11 法 70）
（ｖ）健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和7年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。